

工場・事業場の騒音・振動防止の手引き

騒音規制法・広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)・振動規制法

に基づく特定施設の届出

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

に基づく公害防止管理者等に関する届出

指定地域内において、特定施設を設置し、又は変更しようとする場合、所定の届出が必要となります。また、製造業(物品の加工業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業のうち、指定地域内に騒音発生施設・振動発生施設を設置している工場の事業者は、公害防止管理者等を選任することが義務付けられています。

届出要領

1 届出義務者

個人営業の場合は事業主で、法人の場合はその代表者です。

2 届出の単位

工場または事業場ごとです。

3 届出書及び提出部数

届出書は、廿日市市のホームページからダウンロードし、所定の用紙を用いてください。

届出の種類ごとに、各2部ずつ提出してください。

4 指定地域

(騒音規制法)

騒音の規制に関する定め(平成24年市告示第75号)の別表の右欄に掲げる地域

(振動規制法)

振動の規制に関する定め(平成24年市告示第76号)の別表の右欄に掲げる地域

5 届出先

担当課 生活環境部ゼロカーボン推進課

場所 廿日市市役所1階

電話 0829-30-9224(ダイヤルイン)

広島県 廿日市市

令和6年4月

(1) 特定施設

工場又は事業場にある施設のうち、著しく騒音・振動を発生する施設であつて、騒音規制法、広島県生活環境の保全等に関する条例及び振動規制法において政令等で定める施設を特定施設といいます。

特定施設の解説

特定施設の名称		規模又は能力			用途
		騒音		振動	
		法	条例	法	
金属加工機械	圧延機械	定格出力の合計が22.5kw以上のもの			回転する2本のロールの間に金属を通過させて塑性加工し、金属の板材、条材、型材、パイプ材等をつくる機械
	製管機械	すべての施設			円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
	ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	定格出力の合計が3.75kw以上のもの			金属材料曲げを行う機械の総称
	液圧プレス (矯正プレスを除く)	すべての施設		すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型など加工を行う機械
	機械プレス	呼び加圧能力が294KN以上のもの		すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	せん断機	定格出力の合計が3.75kw以上のもの		定格出力が1kw以上のもの	一對のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械
	鍛造機	すべての施設		すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たいてい成型する機械
	ワイヤーフォーミングマシン	すべての施設		定格出力が37.5kw以上のもの	線材又は針金を加工する機械
	ブラスト (タンブラスト以外のもので密閉式を除く)	すべての施設			鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を掃除する機械
	タンブラー	すべての施設			鋳造品と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
	切断機	といしを用いるものに限る	といしを用いるものを除く		金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械
	やすり目立機		すべての施設		刃の連続的な上下運動により、なめし鉄にやすり目を刻む機械

特定施設の名称		規模又は能力			用途
		騒音		振動	
		法	条例	法	
金属加工機械	施盤		定格出力が 3.75kw以上のもの		工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械
	型削盤		定格出力が 3.75kw以上のもの		小型工作物の平面を切削する機械(テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う。)
	平削盤		定格出力が 7.5kw以上のもの		長大な平面を切削するのに用いる機械(水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。)
	金属研磨機 (移動式のものを除く)		すべての施設		砥石を工具刃先として、精密なものの若しくは硬い金属の加工をする機械
空気圧縮機及び送風機		定格出力が 7.5kw以上のもの(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する空気圧縮機を除く)	定格出力が 7.5kw未満 3.75kw以上のもの	圧縮機で、定格出力が7.5kw以上のもの(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するものが圧縮機である。
土石用又は鉱物用の 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		定格出力が 7.5kw以上のもの		定格出力が 7.5kw以上のもの	【破碎機】鉱山での鉱石の破碎、化学工場等における原料及び製品の粉碎に使用 【磨砕機】鉱山、化学工場などで原料の細・微粉碎に使用 【ふるい、分級機】鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
織機 (原動機を用いるものに限る)		すべての施設		すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械
建設用資材製造機械	コンクリートプラント (気泡コンクリートプ)	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの			コンクリートの材料を集合貯蔵し、所定配合量ずつ計量してコンクリートミキサーに投入混練してコンクリートを製造する設備
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの			機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
	コンクリートブロックマシン		すべての施設	定格出力の合計が 2.95kw以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
	コンクリート管製造機械			定格出力の合計が 10kw以上のもの	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱及び管を造る機械
	コンクリート柱製造機械				

特定施設の名称		規模又は能力			用途
		騒音		振動	
		法	条例	法	
穀物用製粉機 (ロール式のものに限る)		定格出力が 7. 5 k w 以上 のもの			小麦等を粉碎する機械
木材加工機械	ドラムバーカー	すべての施設		すべての施設	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	チップパー	定格出力が 2. 2 5 k w 以上 のもの		定格出力が 2. 2 k w 以上 のもの	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ(小削片)に切削する機械
	碎木機	すべての施設			砂岩等の円筒形砥石を回転させ、皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
	帯のこ盤	定格出力が製材用 1 5 k w 以上、木工用 2. 2 5 k w 以上 のもの	定格出力が木工用 2. 2 5 k w 未満 0. 7 5 k w 以上のもの		エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
	丸のこ盤				丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
	かんな盤	定格出力が 2. 2 5 k w 以上 のもの	定格出力が 2. 2 5 k w 未満 0. 7 5 k w 以上のもの		木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装のため仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械
抄紙機		すべての施設			パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される
印刷機械 (原動機を用いるものに限る)		すべての施設		定格出力が 2. 2 k w 以上 のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機				カレンダー機以外のもので定格出力が 3 0 k w 以上 のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械
合成樹脂用射出成形機		すべての施設		すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に噴出し成型を行う機械
鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)		すべての施設		すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型をつくる機械
ダイカストマシン			すべての施設		アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械
オンレートコンベア			すべての施設		未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア
電動発電機			すべての施設		交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置(鋳物熔解の熱源として使用)

(2) 届出

指定地域内において特定施設を設置し、又は変更しようとする者は、所定の届出をしなければなりません。
届出書の様式は廿日市市のホームページをご覧ください。

ア 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)に基づく届出

届出の種類	根拠規定	届出を必要とする場合	届出の期限	添付書類	備考
・ 特定施設設置届出書 ・ 騒音関係特定施設設置届出書 ※ 1	・ 法第 6 条 第 1 項 (様式第 1 号) ・ 条例第 45 条 第 1 項 (様式第 12 号)	特定施設を設置しようとする場合(これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る)	設置の工事開始の日の 30 日前まで	・ 騒音の防止の方法 ・ 特定施設の配置図 ・ 特定工場等及びその付近の見取図	
・ 特定施設使用届出書 ・ 騒音関係特定施設使用届出書 ※ 2	・ 法第 7 条 第 1 項 (様式第 2 号) ・ 条例第 46 条 第 1 項 (様式第 12 号)	① 新たに地域の指定が行われた際、すでにその地域内に特定施設を設置している場合 ② 特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から 30 日以内	同上	②の場合 その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
・ 特定施設の種類の数変更届出 ・ 騒音関係特定施設の種類の数変更届出書	・ 法第 8 条 第 1 項 (様式第 3 号) ・ 条例第 47 条 第 1 項 (様式第 13 号)	※ 1 又は ※ 2 の届出を行った特定工場等で、特定施設の種類の数を変更する場合	変更に係わる工事の開始の 30 日前まで	同上	特定施設の種類の数を変更する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の <u>2 億以内の数に増加する場合を除く</u>
・ 騒音の防止の方法変更届出書 ・ 騒音の防止の方法変更届出書	・ 法第 8 条 第 1 項 (様式第 4 号) ・ 条例第 47 条 第 1 項 (様式第 14 号)	1 又は 2 の届出を行った特定施設の騒音防止の方法を変更する場合	変更に係わる工事の開始の 30 日前まで	同上	変更により特定工場などで発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く
・ 氏名等変更届出書 ・ 氏名等変更届出書	・ 法第 10 条 (様式第 6 号) ・ 条例第 49 条 (様式第 2 号)	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から 30 日以内		氏名または名称の変更には、相続、合併などによる変更は含まれない
・ 特定施設使用全廃届 ・ 特定施設使用廃止届出書	・ 法第 10 条 (様式第 7 号) ・ 条例第 49 条 (様式第 3 号)	特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内		更新は含まれない
・ 承継届出書 ・ 特定施設承継届出書	・ 法第 11 条 第 3 項 (様式第 8 号) ・ 条例第 50 条 第 3 項 (様式第 4 号)	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり、借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から 30 日以内		前届出者の地位を承継 相続、合併又は分割の場合は、届出された特定施設のすべてを承継する

イ 振動規制法に基づく届出

届出の種類	根拠規定	届出を必要とする場合	届出の期限	添付書類	備考
特定施設設置届出書 ※ 1	・ 法第 6 条 第 1 項 (様式第 1)	特定施設を設置しようとする場合(これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る。)	設置の工事開始の日の 30 日前まで	・ 振動の防止の方法 ・ 特定施設の配置図 ・ 特定工場等及びその付近の見取図	
特定施設使用届出書 ※ 2	・ 法第 7 条 第 1 項 (様式第 2)	① 新たに地域の指定が行われた際、すでにその地域内に特定施設を設置している場合 ② 特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から 30 日以内	同上	②の場合 その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書	・ 法第 8 条 第 1 項 (様式第 3)	1 又は 2 の届出を行った特定工場等で、特定施設の種類ごとの数を変更する場合	変更に係わる工事の開始の 30 日前まで	同上	特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合を除く
振動の防止の方法変更届出書	・ 法第 8 条 第 1 項 (様式第 4)	1 又は 2 の届出を行った特定施設の振動防止の方法を変更する場合	変更に係わる工事の開始の 30 日前まで	同上	変更により特定工場などで発生する振動の大きさの増加を伴わない場合を除く
氏名等変更届出書	・ 法第 10 条 (様式第 6)	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から 30 日以内		氏名または名称の変更には、相続、合併などによる変更は含まれない
特定施設使用全廃届	・ 法第 10 条 (様式第 7)	特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内		更新は含まれない
承継届出書	・ 法第 11 条 第 3 項 (様式第 8)	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり、借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から 30 日以内		前届出者の地位を承継 相続、合併又は分割の場合は、届出された特定施設のすべてを承継する

(3) 規制基準

ア 特定工場等(特定施設を設置する工場又は事業場)における騒音の規制基準

区域の区分	区域の範囲	敷地境界における大きさ(デシベル)		
		昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び 第2種低層住居専用地域	50	45	45
		(50)	(45)	(45)
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域及び 準住居地域並びに用途地域の定めのない地域	55	50	45
		(55)	(50)	(45)
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60	60	50
		(65)	(65)	(55)
第4種区域	工業地域及び工業専用地域	70	70	60
		(70)	(70)	(65)

(備考 1)

時間の区分は、次のとおりです。

(1) 昼間 午前8時から午後6時まで

(2) 朝 午前6時から午前8時まで

(3) 夕 午後6時から午後10時まで

(4) 夜間 午後10時から翌日の午前6時まで

(備考 2)

()内は、広島県生活環境の保全等に関する条例の規制基準を表します。

イ 特定工場等(特定施設を設置する工場又は事業場)における振動の規制基準

区域の区分	区域の範囲	敷地境界における大きさ(デシベル)	
		昼間	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに 用途地域の定めのない地域	60	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び 工業専用地域	65	60

(備考 1)

時間の区分は、次のとおりです。

(1) 昼間 午前7時から午後7時まで

(2) 夜間 午後7時から翌日の午前7時まで

(4) 勧告及び命令

ア 計画変更勧告

特定施設の設置又は変更の届出による計画が、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境がそこなわれると認められるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に、計画を変更すべきことを勧告することがあります。

イ 改善勧告

既設の特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境がそこなわれると認められるときは、改善すべきことを勧告することがあります。

ウ 改善命令

計画変更勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は改善勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることがあります。

(5) 報告及び検査

ア 報告の徴収

特定施設の状況等について報告を求めることがあります。

イ 立入検査

特定施設その他の物件について立入検査をすることがあります。

(6) 罰則

改善命令に違反したとき、届出を怠ったとき、あるいは報告又は検査を拒んだとき等には、罰則を適用することがあります。

(7) 電気・ガス工作物である特定施設の取扱い

電気事業法に規定する電気工作物又はガス事業法に規定するガス工作物である特定施設は、電気事業法又はガス事業法の規定が直接適用されますので、騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設の設置・変更等届出、勧告及び命令等の規定は適用されません。

ただし、規制基準を遵守する義務はあります。

(8) 騒音・振動関係公害防止管理者等の選任及び届出

ア 選任が必要な工場

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、製造業(物品の加工工業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業のうち、指定地域内に騒音発生施設・振動発生施設を設置している工場の事業者は、公害防止管理者等を選任することが義務付けられています。

(備考 1)

騒音発生施設とは、次に掲げる施設です。

- (1) 機械プレスのうち、呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のもの
- (2) 鍛造機のうち、落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーであるもの

(備考 2)

振動発生施設とは、次に掲げる施設です。

- (1) 液圧プレス(矯正プレスを除く)のうち、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上のもの
- (2) 機械プレスのうち、呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のもの
- (3) 鍛造機のうち、落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーであるもの

選任が必要な工場の要件		選任する公害防止管理者等の区分		
業種	設置している施設	公害防止管理者		公害防止統括者
		騒音関係	振動関係	
・製造業(物品の加工工業を含む。) ・電気供給業 ・ガス供給業 ・熱供給業	液圧プレス 2941 キロニュートン以上	×	○	○ ただし、事業者全体の常時使用する従業員数が 20 人以下の場合
	機械プレス 980 キロニュートン以上	○	○	
	鍛造機 1 トン以上	○	○	

(備考 3)

○印は選任が必要、×印は選任が不要です。

(備考 4)

公害防止管理者は一定の資格が必要ですが、公害防止統括者は、工場の事業を統括管理する者であれば、特定の資格は不要です。

イ 公害防止管理者等の選任等の届出

工場の事業者は、選任する公害防止管理者等の区分に従い、管理者・統括者及びこれらの代理者を選任し、次のとおり届出を行わなければいけません。届出書の様式は廿日市市のホームページをご覧ください。

届出の種類	届出が必要な場合	選任期限	届出期限	添付書類
選任の届出	公害防止管理者等の選任	①公害防止統括者とその代理者の選任の場合は、30 日以内 ②公害防止管理者とその代理者の選任の場合は、60 日以内	選任、解任又は死亡した日から 30 日以内	公害防止管理者の国家試験の合格証書の写し又は資格認定講習の修了証書の写し
解任の届出	公害防止管理者等の死亡又は解任			